

特定商取引法に関する表示 「スマイルサポート会員」

「スマイルサポート」のご契約に関する重要なことが記載されています。

本書面内容を十分にお読みください。

今回、スマイルサポート利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき、「スマイルサポート」(以下「本サービス」といいます)の利用に係るご契約(以下「会員契約」といいます)が成立しましたので、以下をご確認ください。

サービス名	スマイルサポート
サービスの種類	電話相談/かけつけサービス/遠隔サポート
サービス提供事業者 (以下「ケーブルテレビ局」といいます)	知多メディアネットワーク株式会社 住所: 愛知県東海市大田町下浜田 165 電話番号: 0120-23-7707 代表者名: 代表取締役社長 山本 隆明
利用料	月額 550 円(税込)
利用料以外に発生する料金等	別に定めるメニュー表(スマイルサポート利用規約 別紙 1)に掲載されたメニューを利用した場合、メニュー表の「スマイルサポート会員料金」の欄に記載された料金が発生します。また作業時間が所定の時間を超過した場合、もしくは部品交換または特殊作業が必要になった場合、別途費用が発生します。なお、別途費用が発生する場合には、着手前にお見積を提示し、お客さまのご理解を得た上で対応します。
支払の方法・時期	当月分翌月払い。クレジット決済の場合はご利用カード会社の規約に基づいてのお支払いになります。支払い方法は弊社取扱金融機関のうちお客様が指定した金融機関の口座からの自動振替(自動払込)またはクレジットカード払いとします。口座からの自動振替の場合、利用料は毎月 26 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振り替えます。
サービス提供時期	お申込日から会員契約の終了日(加入者が申し出た退会希望日の属する月の末日)までとします。
契約締結の年月日	
契約締結担当者の氏名	知多メディアネットワーク株式会社 コンシューマ事業部 カスタマーセンター 小島 深
解約方法	1. 解約を希望する場合、当社所定の方法で申し出てください。会員契約は、加入者が申し出た退会希望日の属する月の末日をもって終了します。会員契約の終了日まで本サービスの利用が可能です。なお、日割りでの料金計算は行いません。
当社が行う会員契約の解除等(本規約第21条に基づく)	1. 当社は、第18条(本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合には、第7条(本サービスの契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。 2. 当社は、加入者が第18条(本サービス提供の停止)第1項に該当する場合、ならびに加入者が本規約に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める本サービスの提

	<p>供の停止をすることなくその契約を解除できるものとします。</p> <p>3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、第18条(本サービス提供の停止)に定める本サービスの提供の停止をすることなく契約を解除できるものとします。</p> <p>(1)加入者が不当もしくは過度な要求行為を行い、その行為が当社の業務上支障を及ぼすと判断した場合</p> <p>(2)加入者が反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与する行為を行った場合</p> <p>(3)加入契約の成立後、第8条(会員契約)第3項各号に定める事由が判明した場合</p> <p>4. 当社は、第1項から第3項の規定により契約を解除しようとするときは、事前に当社所定の方法により当該加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 当社は、第1項から第3項の規定により契約が解除されたときは、契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。</p>
その他の注意事項	<p>1.本サービスは、当社の提供する「デジタル放送サービス」、「インターネット接続サービス」、「電話サービス(ケーブルプラス電話、ケーブルライン)」(以下「当社サービス」といいます)のいずれかに、既にご加入いただいているまたは同時にお申込をいただいたお客さまに限りご提供いたします。当社サービスのご利用には、月額基本料金、工事費などが必要です。解約には撤去費が必要です。当社サービスを解約された場合、本サービスも併せて解約となります。</p> <p>2.本サービスには6カ月の最低利用期間があります。最低利用期間内に解約があった場合は、解約日の属する月とその翌月から当該最低利用期間の未経過分に対する月額本サービス料金の合計額をお支払いいただきます。</p> <p>3.本サービスの解約日から1年以上経過していない場合会員契約を行うことができません。</p>

※スマイルサポート会員利用規約

規約 URL https://www.medias.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/smile_support_kiyaku.pdf

クーリング・オフに関する事項

<p>1. スマイルサポートは、クーリング・オフの対象です。</p> <p>2. 本サービスへのお申込時に弊社がお客さまに交付した書面（書面タイトル：特定商取引法に関する表示「スマイルサポートサービス」）をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により会員契約の解除を行うことができます。</p> <p>3. 2にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって2の期間内にクーリング・オフを行わなかった場合には、別途弊社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により会員契約の申込の撤回又は解除を行うことができます。</p> <p>4. 1又は2に定める会員契約の申込の撤回又は解除は、お客さまが会員契約の申込の撤回又は解除にかかる書面又は電磁的記録による通知を発した時にその効力を生じます。</p> <p>5. クーリング・オフがあった場合、</p>
--

- ①弊社が会員契約に関連してお客さまから金銭を受領している場合は、弊社はお客さまに対して、速やかに、その全額を返還いたします。
- ②既にお客さまが本サービスをご利用していた場合においても、弊社がお客さまに利用料その他の金銭の支払を請求することはありません。
- ③弊社がお客さまに損害賠償もしくは違約金の支払を請求することはありません。

※クーリング・オフの書面は、知多メディアネットワーク株式会社宛にお送りください。

住所：愛知県東海市大田町下浜田 165

宛名：知多メディアネットワーク株式会社 コンシューマ事業部 カスタマーセンター

以上